

特定小型原動機付自転車に関連する主な道路標識・道路標示

1 本資料の位置づけ

本資料は、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード」）の運転にあたり、運転者が理解しておくべき道路標識や道路標示について解説したものです。

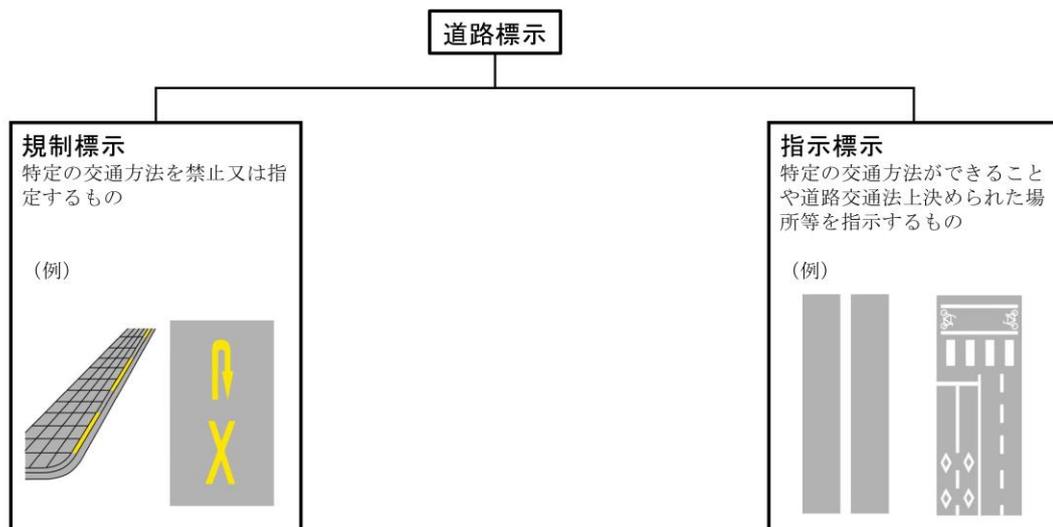
本資料に記載されている事項は飽くまで一般的な説明であり、個別の道路状況や交通規制によっては、本資料に記載されている事項とは異なる方法により通行しなければならない場合も想定されます。特定小型原動機付自転車を運転する際には、そのことを念頭に置き、個別の道路状況や交通規制に従った安全な運転を心がけましょう。

2 道路標識・道路標示とは

道路標識とは、交通規制等を示す標示板のことをいい、本標識と補助標識があります。本標識には、規制標識、指示標識、警戒標識、案内標識の4種類があります。



道路標示とは、ペイントや道路鋸等によって路面に示された線、記号又は文字のことをいい、規制標示と指示標示の2種類があります。

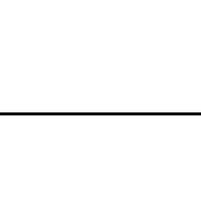


3 特定小型原動機付自転車の運転にあたって理解しておくべき道路標識・道路標示

凡例

- ・ 種類：道路標識・道路標示の名前及び様式を掲載しています。複数の種類がある様式については、代表的なもののみを掲載しています。
- ・ 表示する意味：道路標識・道路標示の意味を分かりやすく示したものです。
- ・ 特定小型原動機付自転車の通行方法：その道路標識・道路標示が設置されている場合の特定小型原動機付自転車の一般的な通行方法を解説したものです。

規制標識

種類	表示する意味	特定小型原動機付自転車の通行方法
通行止め 	歩行者、遠隔操作型小型車、車両、路面電車の通行止め	他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、通行してはいけません。
車両通行止め 	車両の通行止め	他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、通行してはいけません。
車両進入禁止 	一方通行路出口（車両の反対方向への進入の禁止）	他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、この標識が向いている方向から通行してはいけません。
特定小型原動機付自転車・自転車通行止め 	特定小型原動機付自転車及び自転車の通行止め	他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、通行してはいけません。
指定方向外進行禁止 	矢印の方向以外への車両の進行禁止	他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、矢印の方向以外に通行してはいけません。

		
<p>車両横断禁止</p> 	<p>車両の横断の禁止（道路外の施設又は場所に入出入りするための左折を伴う横断を除く。）</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、道路を横断してはいけません。</p>
<p>転回禁止</p> 	<p>車両の転回の禁止</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、道路を転回してはいけません。</p>
<p>駐停車禁止</p> 	<p>車両の駐停車の禁止</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、駐停車してはいけません。</p>
<p>駐車禁止</p> 	<p>車両の駐車禁止</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、駐車してはいけません。</p>
<p>自動車専用</p> 	<p>高速自動車国道と自動車専用道路の指定</p>	<p>通行してはいけません。</p>
<p>特定小型原動機付自転車・自転車専用</p>	<p>①自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 ②特定小型原動機付自転車</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、通行することができます。</p>

	<p>及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車両、歩行者及び遠隔操作型小型車の通行禁止</p>	
<p>普通自転車等及び歩行者等専用</p> 	<p>①自転車歩行者専用道路の指定 ②特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車両の通行止め ③特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行できることの指定</p>	<p>①と②については、他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、通行することができます。 ③については、歩道に設置されているものです。他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、最高速度を時速6キロメートル以下に制限した走行モードであれば、歩道を通行することができます。通行する際には、歩行者の通行を妨害しないよう、安全な方法で通行しなければなりません。</p>
<p>歩行者等専用</p> 	<p>①歩行者専用道路（歩行者だけの通行のために設けられた道路）の指定 ②歩行者用道路の指定</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、通行してはいけません。</p>
<p>一方通行</p> 	<p>標示板の矢印の示す方向の反対方向に車両が通行することの禁止</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、矢印の反対方向に進行してはいけません。</p>
<p>特定小型原動機付自転車・自転車一方通行</p> 	<p>標示板の矢印の示す方向の反対方向に特定小型原動機付自転車及び自転車が進行することの禁止</p>	<p>他の本標識や補助標識等で別途示している場合を除き、矢印の反対方向に進行してはいけません。</p>
<p>車両通行区分</p> 	<p>車両の通行区分の指定</p>	<p>特定小型原動機付自転車の通行区分が道路標識・道路標示によって示されている場合は、その指示に従って通行しなければなりません。 特定小型原動機付自転車の通行区分が道路標識・道路標示によって示されていない場</p>

		合には、一番左側の車線を通行しなければなりません。
<p>普通自転車専用通行帯</p> 	普通自転車の専用の通行帯の指定	この規制標識の有無に関係なく、一番左側の車線を通行しなければなりません。 なお、「普通自転車専用通行帯」が一番左側の車線に設置されている場合には、「普通自転車専用通行帯」を通行することになります。
<p>一般原動機付自転車の右折方法（小回り）</p> 	一般原動機付自転車の小回りの右折方法の指定	この規制標識の有無に関係なく、交差点を右折する際には二段階右折をしなければなりません。
<p>警笛鳴らせ 警笛区間</p> 	車両と路面電車が、警音器を鳴らさなければならない場所又は区間の指定	警音器を鳴らさなければなりません。
<p>徐行</p> 	車両と路面電車の徐行の指定	直ちに停止できるような速度で通行しなければなりません。
<p>一時停止</p> 	交通整理が行われていない交差点のすぐ手前で、車両や路面電車が一時停止することの指定	一時停止しなければなりません。

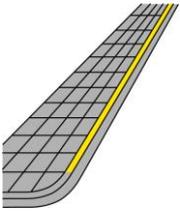
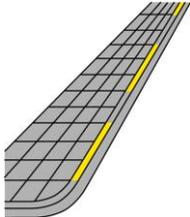
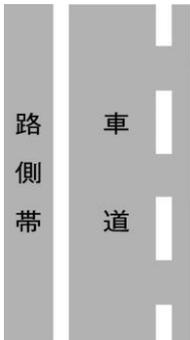
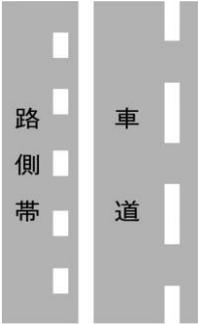
指示標識

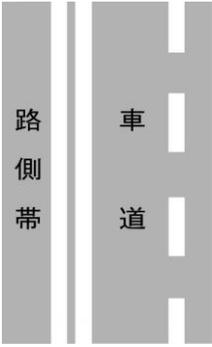
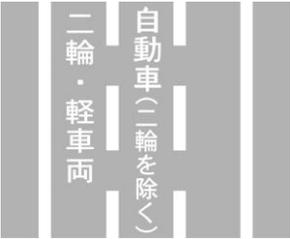
種類	表示する意味	特定小型原動機付自転車 の通行方法
横断歩道 	横断歩道であること	原則として、横断歩道の直前（停止線がある場合にはその直前）で停止することができるような速度で進行しなければなりません。 横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合には、一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

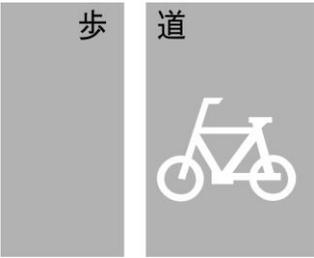
補助標識

種類	表示する意味	特定小型原動機付自転車 の通行方法
距離・区域 この先100m 市内全域 ここから50m	本標識が表示する交通規制が行われている場所、工事中などの危険な場所、待避所などの施設に関する距離・区間・区域	これらの補助標識が設置されている本標識に従ってください。
日・時間 日曜・休日を除く 8-20	本標識が表示する交通規制が行われている日や時間	これらの補助標識が設置されている本標識に従ってください。
車両の種類 自転車を除く 特定原付を除く	本標識が表示する交通規制について、その対象となる車両を特定するために必要な事項	本標識と補助標識の意味を組み合わせ、その結果に従って通行してください。 例えば、「自転車を除く」と記載されていた場合には、本標識が表示する交通規制から特定小型原動機付自転車と普通自転車が除かれていることを示します。「特定原付を除く」と記載されている場合には、本標識が表示する交通規制から特定小型原動機付自転車のみが除かれていることを示します。

規制標示

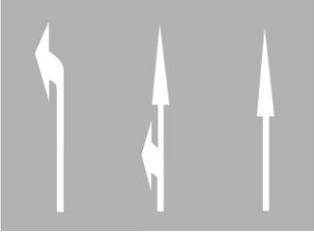
種類	意味	特定小型原動機付自転車の通行方法
<p>転回禁止</p> 	<p>車両の転回の禁止 数字は、転回を禁止する時間を示す。</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している場合を除き、転回してはいけません。</p>
<p>駐停車禁止</p> 	<p>車両の駐停車の禁止</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している場合を除き、駐停車してはいけません。</p>
<p>駐車禁止</p> 	<p>車両の駐車禁止</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している場合を除き、駐車してはいけません。</p>
<p>路側帯</p> 	<p>路側帯であること</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している場合を除き、最高速度を時速6キロメートル以下に制限した走行モードであれば、通行することができます。</p>
<p>駐停車禁止路側帯</p> 	<p>車両の駐停車が禁止されている路側帯であること</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している場合を除き、駐停車してはいけません。</p>

<p>歩行者用路側帯</p> 	<p>車両の駐停車、軽車両の通行が禁止されている路側帯であること</p>	<p>通行してはいけません。</p>
<p>車両通行区分</p> 	<p>車両の種類別の通行区分の指定</p>	<p>特定小型原動機付自転車の通行区分が道路標識・道路標示によって示されている場合は、その指示に従って通行しなければなりません。</p> <p>特定小型原動機付自転車の通行区分が道路標識・道路標示によって示されていない場合（一番左側の車線に他の車両の通行区分が指定されている場合を含む。）には、一番左側の車線を通行しなければなりません。</p>
<p>専用通行帯</p> 	<p>特定の車両の専用通行帯の指定</p>	<p>特定小型原動機付自転車の通行区分が道路標識・道路標示によって示されている場合には、その指示に従って通行しなければなりません。特定小型原動機付自転車の通行区分が道路標識・道路標示によって示されていない場合（一番左側の車線が他の車両の専用通行帯である場合を含む。）には、一番左側の車線を通行しなければなりません。</p>
<p>進行方向別通行区分</p> 	<p>交差点で進行する方向別の車両の通行区分の指定</p>	<p>この道路標示の有無に関係なく、一番左側の車線を通行し、直進又は左折を行わなければなりません。右折する場合には、二段階右折を行わなければなりません。</p>

<p>特例特定小型原動機付 自転車・普通自転車 歩道通行可</p> 	<p>特例特定小型原動機付自 転車及び普通自転車が歩 道を通行することができ ること</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している 場合を除き、最高速度を時速6キロメー トル以下に制限した走行モードであれば、通 行することができます。通行する際には、 歩行者の通行を妨害しないよう、安全な方 法で通行しなければなりません。</p>
<p>特例特定小型原動機付 自転車・普通自転車の 歩道通行部分</p> 	<p>特例特定小型原動機付自 転車及び普通自転車が歩 道を通行することができ ることと、その場合に通 行しなければならない部 分の指定</p>	<p>他の道路標識・道路標示で別途示している 場合を除き、最高速度を時速6キロメー トル以下に制限した走行モードであれば、指 定された部分を通行することができます。 通行する際には、歩行者の通行を妨害しな いよう、安全な方法で通行しなければなり ません。</p>

指示標示

種類	意味	特定小型原動機付自転車 の通行方法
<p>横断歩道</p> 	<p>横断歩道であること</p>	<p>原則として、横断歩道の直前（停止線があ る場合にはその直前）で停止することがで きるような速度で進行しなければなりません。 横断歩道を横断しようとする歩行者がいる 場合には、一時停止し、歩行者の通行を妨 げないようにしなければなりません。</p>
<p>停止線</p> 	<p>車両が停止する場合の位 置であること</p>	<p>道路標識・道路標示や信号機等に従い、停 止する必要がある場合には、停止線の手前 で停止しなければなりません。</p>

<p>進行方向</p> 	<p>車両が進行することができる方向であること</p>	<p>矢印の方向に進行することができます。</p>
---	-----------------------------	---------------------------

道路標識・道路標示に記載される略称（抜粋）

略称	車両の種類
原付	一般原動機付自転車
特定原付	特定小型原動機付自転車
特例特定原付	特例特定小型原動機付自転車

補助標識に表示されている「原付」の文字の意味には、特定小型原動機付自転車は含まれません。また、補助標識に表示されている「自転車」の文字は、特定小型原動機付自転車と普通自転車の双方を意味します。